

令和4年
夏号

だより ハートレ 便い

雇用保険受給者の皆さんへ

7月1日から雇用保険法が改正されます。

雇用保険の制度を活用し、

求職者支援訓練を

講 じ ょ う

受

主な改正点

求職者支援訓練の受講を開始する場合に、

訓練延長給付^(※1) や
技能習得手当^(※2) 等を

受給することができるようになります

一定の
要件が
あります

- (※1) 訓練終了までの間、失業している日について、
所定給付日数を超えて基本手当を支給するもの
- (※2) 受講手当（日額500円、40日を限度）
及び通所手当（月額上限42,500円）

ハートレニング

求職者支援訓練とは...

無料でスキルアップできる職業訓練です。(教材費は有料)

パソコン操作などの職業スキルに加えて、ビジスマナーや働く上で必要な基礎知識が学べる「基礎コース」と、介護・福祉や情報処理技術等の職務に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」とがあり、求職者が訓練を通じて就職に必要な職業能力を習得し、早期の就職を実現することを目指しています。

詳しくは、管轄ハローワーク窓口までお問い合わせください。

「職業訓練」は再就職のための力強い味方です。



石川労働局
ホームページ
(訓練関係)



あなたの しごと探しに、 役立つスキルを。